

令和 4 年 2 月 18 日

認可保育園・認可外保育園・放課後児童クラブ
保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う家庭保育ご協力依頼の解除について
(保育料等の日割り減免対応期間終了)

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県における【まん延防止重点措置】が 2 月 20 日（日）をもって解除されることから、本町から保護者へ依頼している「家庭保育ご協力依頼」についても解除し、通常保育とすることとなりました。約一カ月半におよぶご協力に感謝申し上げます。

ご協力いただきました期間については、保育料等を以下のとおり減免計算を行い還付等を実施いたしますのでよろしくお願ひします。

【保育料】 減免対象期間：令和 4 年 1 月 11 日（火）～令和 4 年 2 月 19 日（土）

(認可保育園保育料)

- ・対象期間中は理由を問わず、家庭保育した日すべてが減免対象となります。
 - ・減免額については、3 月後半を目途に還付を実施します（減免計算が終わりしだい、還付通知書を発送）。以下の口座へ振り込みを予定しております。不都合がある場合は、以下の連絡先へご連絡をお願いします。
 - 保育料の口座引き落とし登録をしている口座への振込（還付優先口座 1 番目）
 - 児童手当の振り込み先登録をしている口座への振込（還付優先口座 2 番目）
- ※口座が確認できない場合は、児童家庭課より個別に連絡いたします。

(認可外保育園保育料)

- ・町ホームページへ手続き方法を掲載しておりますのでご確認ください。

(放課後児童クラブ保育料)

- ・放課後児童クラブより返還した日割り保育料については、町より財政支援を行います。
- ・返還時期については、各放課後児童クラブへご確認ください。

【今後の留意点】

まん延防止重点措置は解除されますが、次のような状況の場合、引き続き各施設のご利用を控えて下さい。

1. 家庭内に新型コロナウイルスによる濃厚接触者、PCR 検査対象者及び体調不良の方がいる場合（家庭内の濃厚接触者（児童本人を除く）が PCR 検査で陰性がわかった場合で、風邪症状等が無い場合は施設利用可）
2. 園児・児童が発熱、咳、鼻水、頭痛、のどの痛みなどの風邪症状がある場合（呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合は除く）

家庭保育協力期間以外でも新型コロナウイルス感染症に罹患及び濃厚接触者に特定された場合、同居の家族が濃厚接触者となり施設利用を控えている場合も減免対象となります。その都度減免対応を行います。

※本通知は、令和4年2月18日時点のものであり、今後、内容の変更もありえますのでご了承ください。

八重瀬町民生部児童家庭課
子育て支援班
TEL：098-998-7163